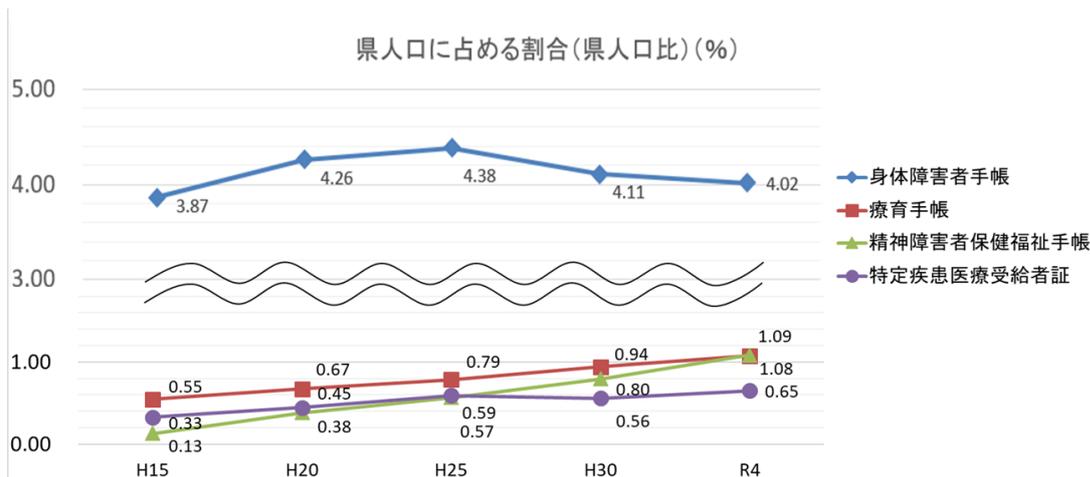
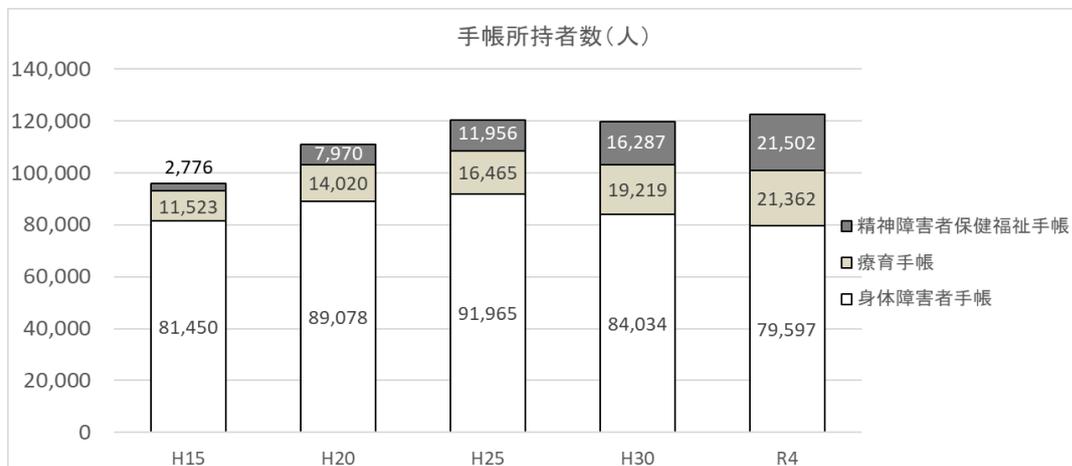


## 第2章 障がい者及び障がい者を取り巻く施策の動向

### 1 障がい者の動向

令和4年度末現在で、県内の手帳所持者は、身体(身体障害者手帳)79,597人、知的(療育手帳)21,362人、精神(精神障害者保健福祉手帳)21,502人、合計122,461人となっています。また、難病患者のうち、特定医療費(指定難病)受給者証交付者数は12,906人となっています。平成15年度末現在と比べると、身体(2.3%減)、知的(85.4%増)、精神(674.6%増)と手帳所持者は身体障がいにおいて減少していますが、知的障がい及び精神障がいにおいて増加しています。また、県人口に占める割合(県人口比)についても増加傾向にあります。



(単位:人、%、各年度末現在)

	H15		H20		H25		H30		R4	
	所持者数	県人口比	所持者数	県人口比	所持者数	県人口比	所持者数	県人口比	所持者数	県人口比
手帳所持者数(合計)	95,749	4.55	111,068	5.32	120,386	5.74	119,540	5.85	122,461	6.18
身体障害者手帳	81,450	3.87	89,078	4.26	91,965	4.38	84,034	4.11	79,597	4.02
療育手帳	11,523	0.55	14,020	0.67	16,465	0.79	19,219	0.94	21,362	1.08
精神障害者保健福祉手帳	2,776	0.13	7,970	0.38	11,956	0.57	16,287	0.80	21,502	1.09
特定疾患医療受給者証	6,898	0.33	9,315	0.45	12,414	0.59	11,453	0.56	12,906	0.65

※人口は、住民基本台帳に基づく人口(平成20年度までは3月31日、25年度以降は1月1日現在)

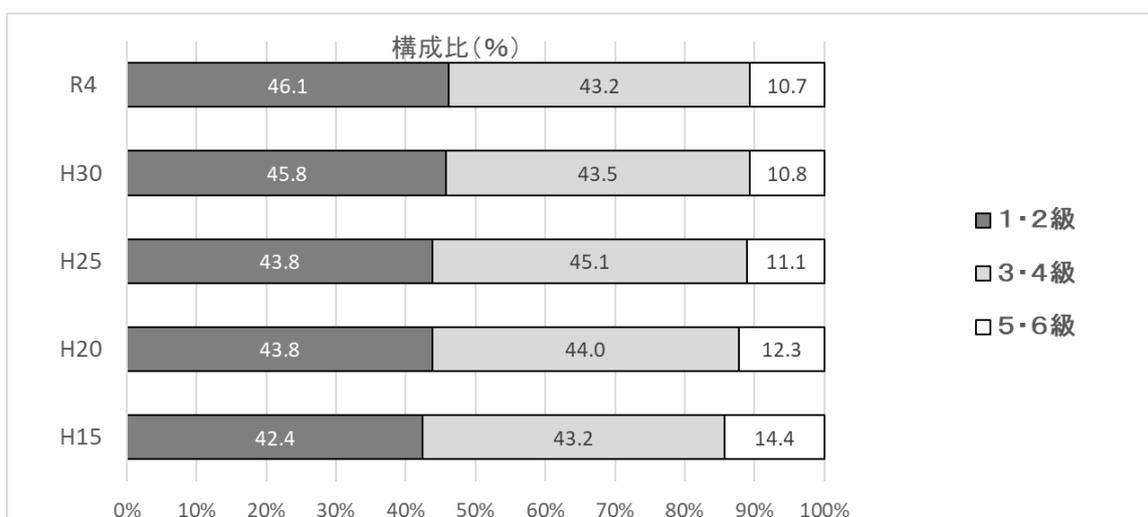
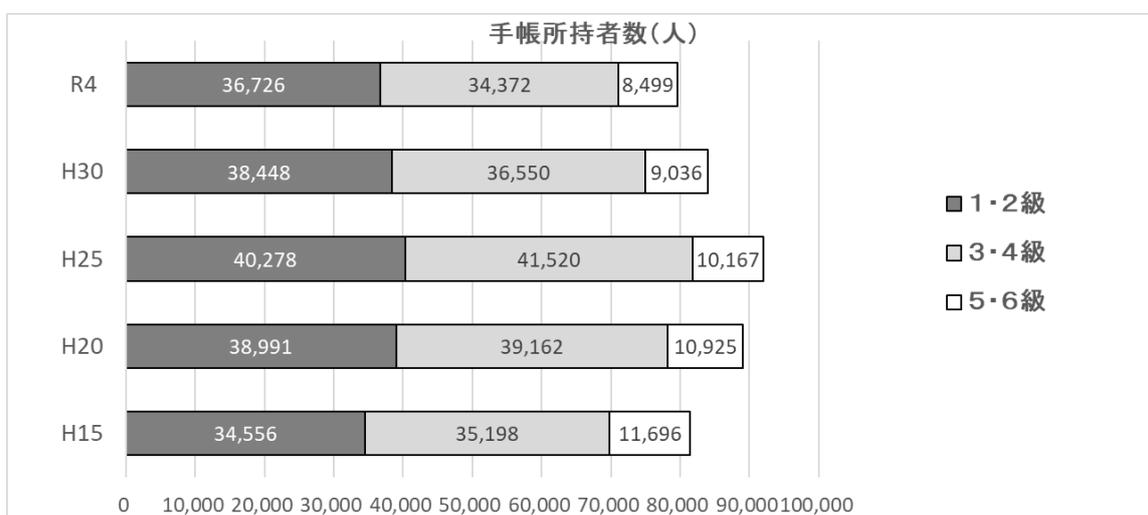
## (1) 身体障がい者

### ①障がい等級別

障がい等級別に見ると、1・2級の重度障がい者が36,726人(構成比46.1%)と最も多く、次いで3・4級の中度障がい者が34,372人(同43.2%)、5・6級の軽度障がい者が8,499人(同10.7%)となっています。

平成15年度から令和4年度までの障がい等級別の構成比の推移を見ると、1・2級の重度障がい者が42.4%から46.1%と増加しているのに対し、5・6級の軽度障がい者の構成比は14.4%から10.7%と減少しており、障がいの重度化がうかがえます。

障がい等級別の推移 (H15~R4年度)



(単位:人、%、各年度末現在)

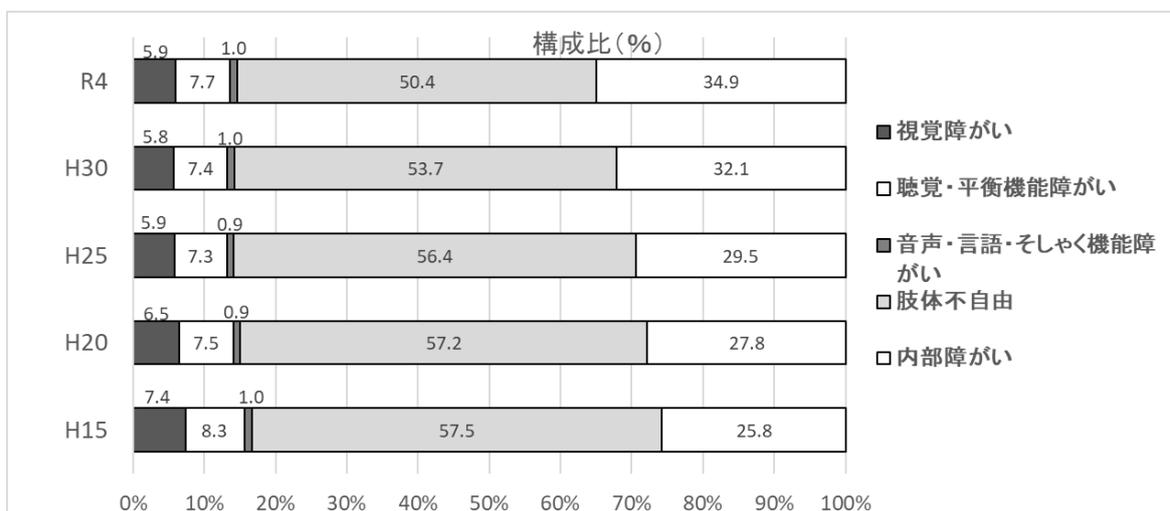
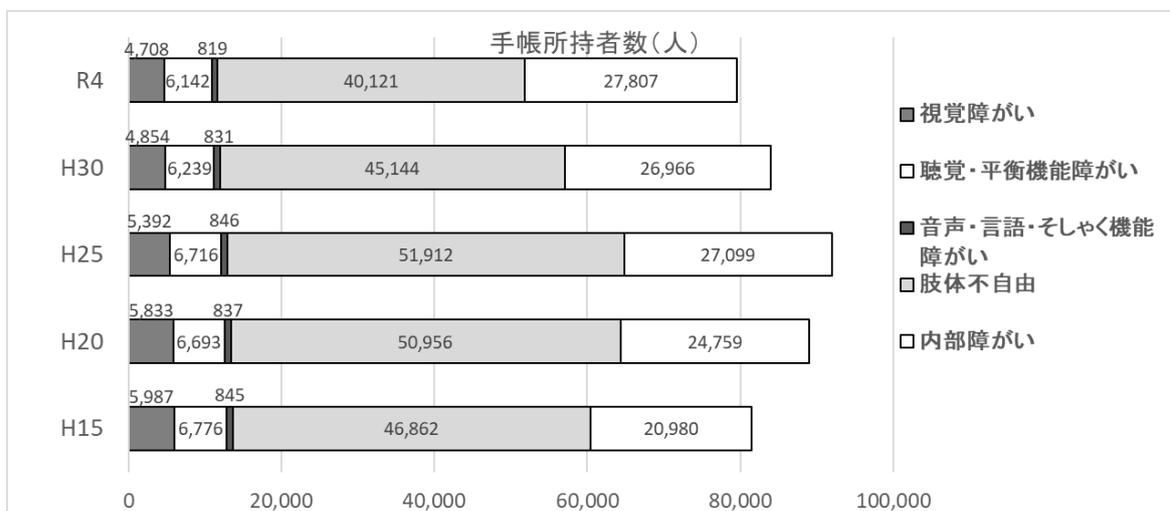
	H15		H20		H25		H30		R4	
	所持者数	構成比								
1・2級(重度障がい者)	34,556	42.4	38,991	43.8	40,278	43.8	38,448	45.8	36,726	46.1
3・4級(中度障がい者)	35,198	43.2	39,162	44.0	41,520	45.1	36,550	43.5	34,372	43.2
5・6級(軽度障がい者)	11,696	14.4	10,925	12.3	10,167	11.1	9,036	10.8	8,499	10.7
合計	81,450	100	89,078	100	91,965	100	84,034	100	79,597	100

## ② 障がい部位別

障がい部位別に見ると、「肢体不自由」が40,121人(構成比50.4%)と最も多く、全体の半数以上を占めています。次いで「内部障がい」が27,807人(同34.9%)と多く、全体の約3分の1を占めています。

平成15年度から令和4年度までの部位別の構成比の推移を見ると、「内部障がい」が25.8%から34.9%と増加しているのに対し、その他の障がいの構成比は横ばい又は減少しており、「内部障がい」を除くすべての障がいで、手帳所持者数そのものが減少しています。

障がい部位別の推移 (H15~R4年度)



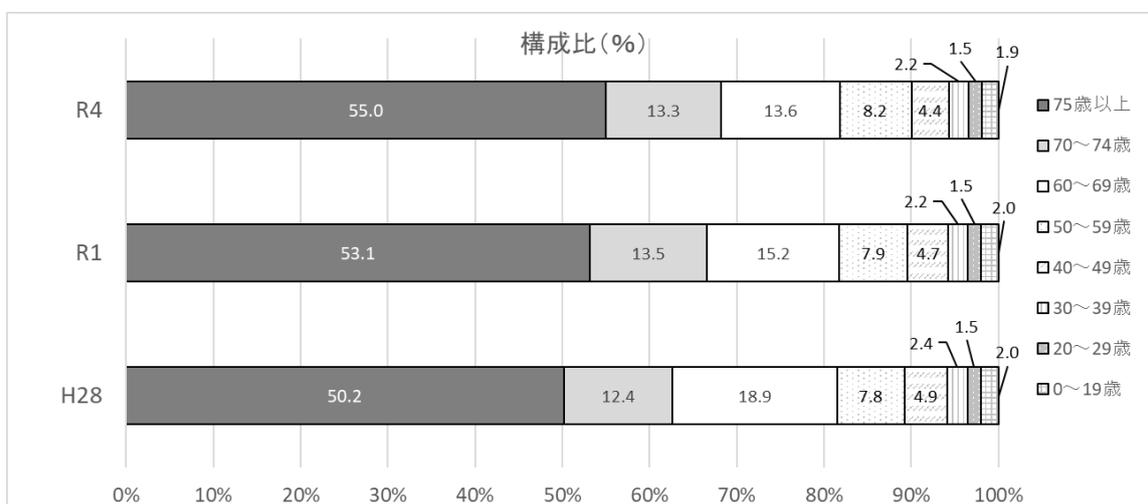
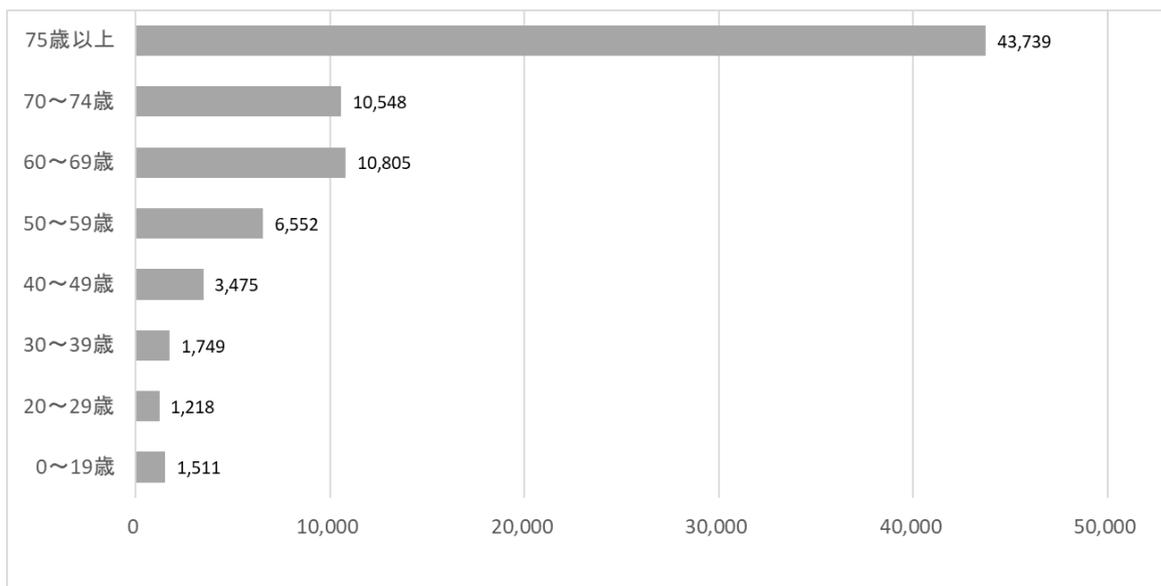
(単位:人、%、各年度末現在)

	H15		H20		H25		H30		R4	
	所持者数	構成比								
視覚障がい	5,987	7.4	5,833	6.5	5,392	5.9	4,854	5.8	4,708	5.9
聴覚・平衡機能障がい	6,776	8.3	6,693	7.5	6,716	7.3	6,239	7.4	6,142	7.7
音声・言語・そしゃく機能障がい	845	1.0	837	0.9	846	0.9	831	1.0	819	1.0
肢体不自由	46,862	57.5	50,956	57.2	51,912	56.4	45,144	53.7	40,121	50.4
内部障がい	20,980	25.8	24,759	27.8	27,099	29.5	26,966	32.1	27,807	34.9
合計	81,450	100	89,078	100	91,965	100	84,034	100	79,597	100

### ③ 年齢階層別

年齢階層別に見ると、70歳以上の割合が全体の約7割を占めています。また、身体障害者手帳所持者のうち70歳以上の割合が増加傾向にあり、今後も身体障がい者の高齢化が見込まれます。

身体障害者手帳所持者の年齢別分布（令和5年3月末現在、人）



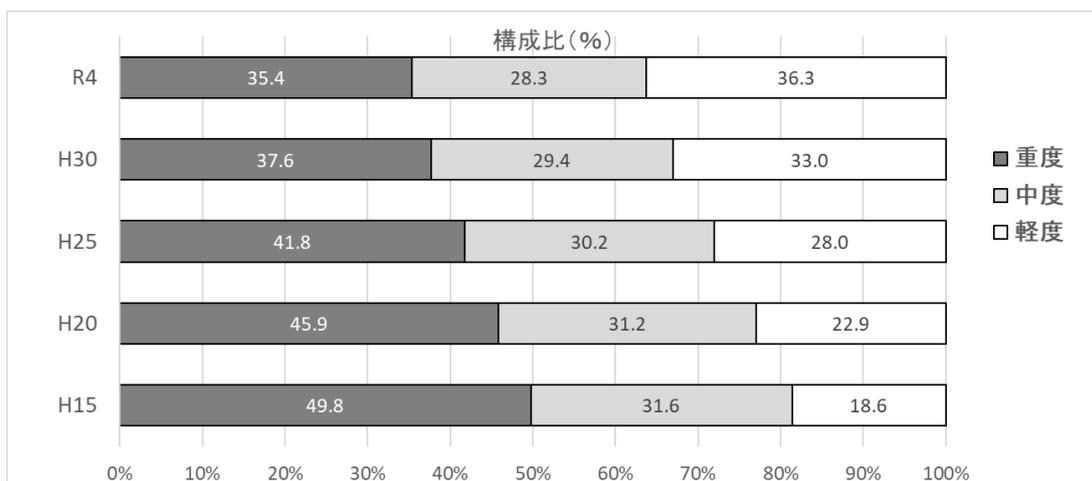
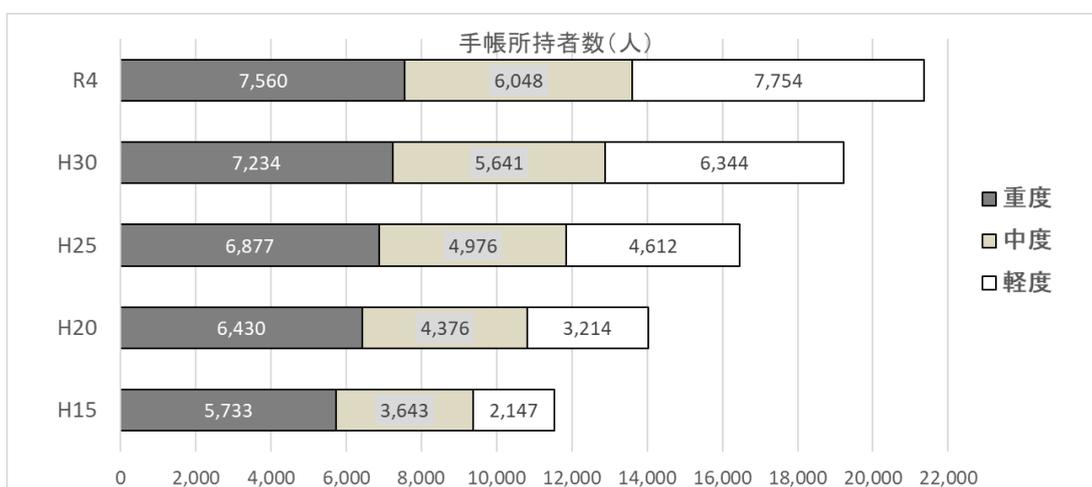
## (2) 知的障がい者

### ① 障がい程度別

障がい程度別に見ると、軽度(B2)が7,754人(構成比36.3%)と約4割を占めて最も多く、次いで重度(A、A1、A2)が7,560人(同35.4%)、中度(B1)が6,048人(同28.3%)となっています。

平成15年度から令和4年度までの障がい程度別の構成比の推移では、特に軽度(B2)の割合が増加傾向にあります。平成18年から、発達障がいの診断を受け、行動面の問題を有する場合は、境界域の知能指数で軽度(B2)の療育手帳が取得できるようになりました。軽度(B2)の割合の増加は、発達障がいの認知度の高まりも影響していると考えられます。

障がい程度別の推移 (H15~R4年度)



(単位:人、%、各年度末現在)

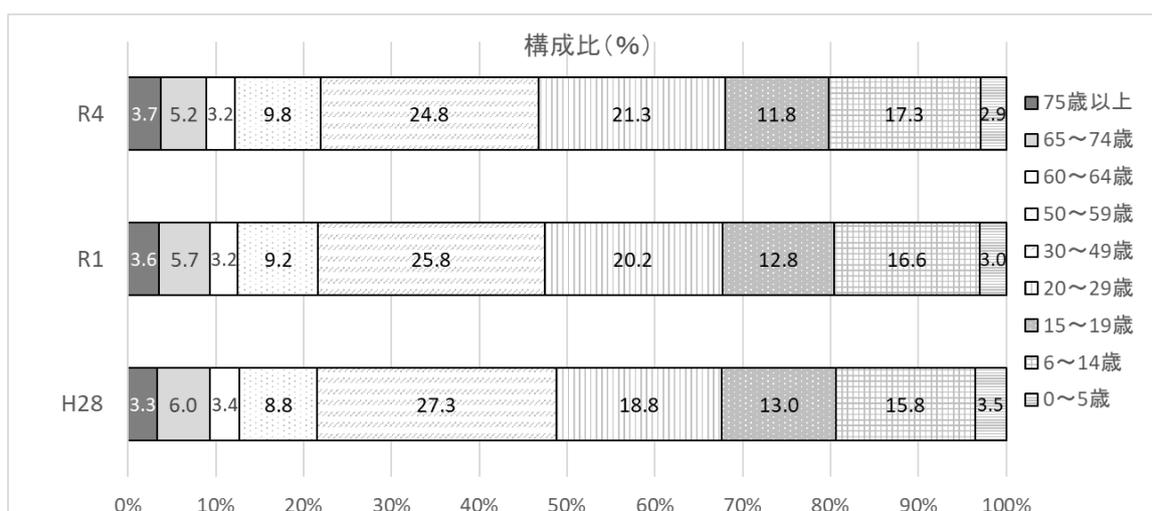
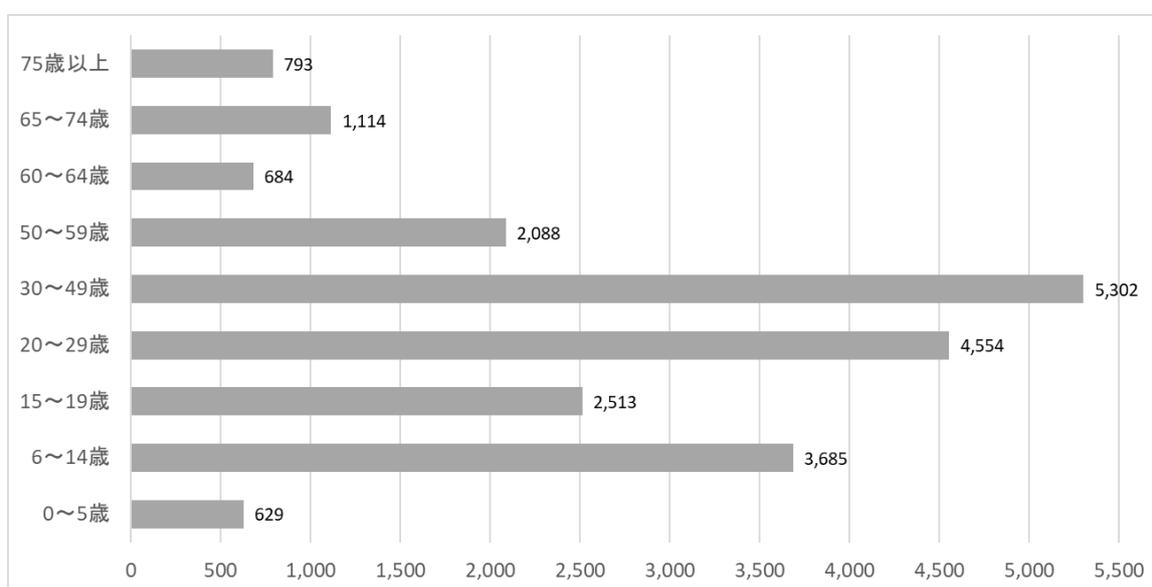
	H15		H20		H25		H30		R4	
	所持者数	構成比								
重度(A,A1,A2)	5,733	49.8	6,430	45.9	6,877	41.8	7,234	37.6	7,560	35.4
中度(B1)	3,643	31.6	4,376	31.2	4,976	30.2	5,641	29.4	6,048	28.3
軽度(B2)	2,147	18.6	3,214	22.9	4,612	28.0	6,344	33.0	7,754	36.3
計	11,523	100	14,020	100	16,465	100	19,219	100	21,362	100

## ② 年齢階層別

知的障がい発達期に現れるものであるため、若年層の割合が高くなっています。また、平成25年度から令和4年度までの年齢構成比に大きな変化は見られません。

少子化が進んでいるにもかかわらず、平成28年度から令和4年度までに20歳以下の所持者は969人(17%)増加しています。前述のとおり、境界域の知能指数で軽度(B2)の療育手帳が取得できるようになったことや、発達障がいの認知度の高まりも影響していると考えられます。

療育手帳所持者の年齢別分布（令和5年3月末現在、人）



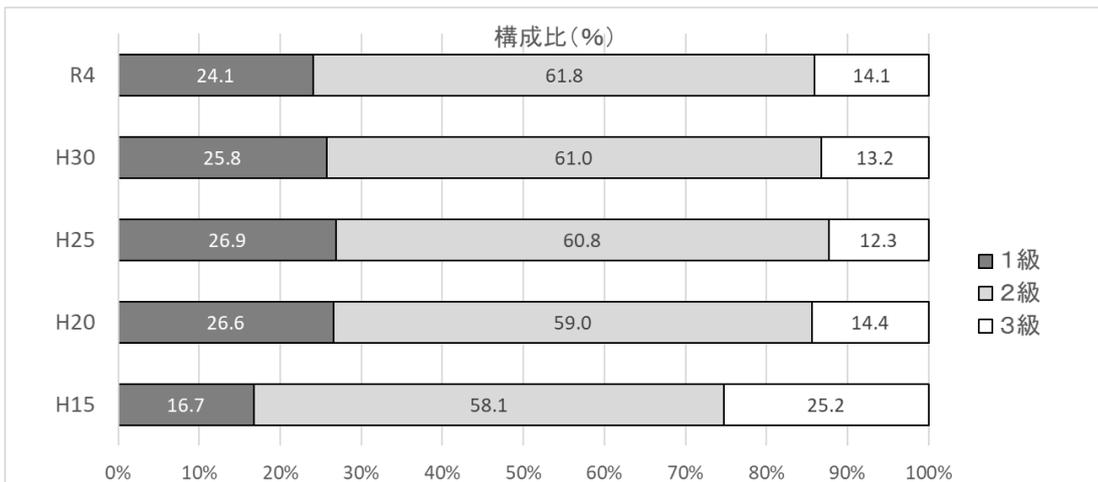
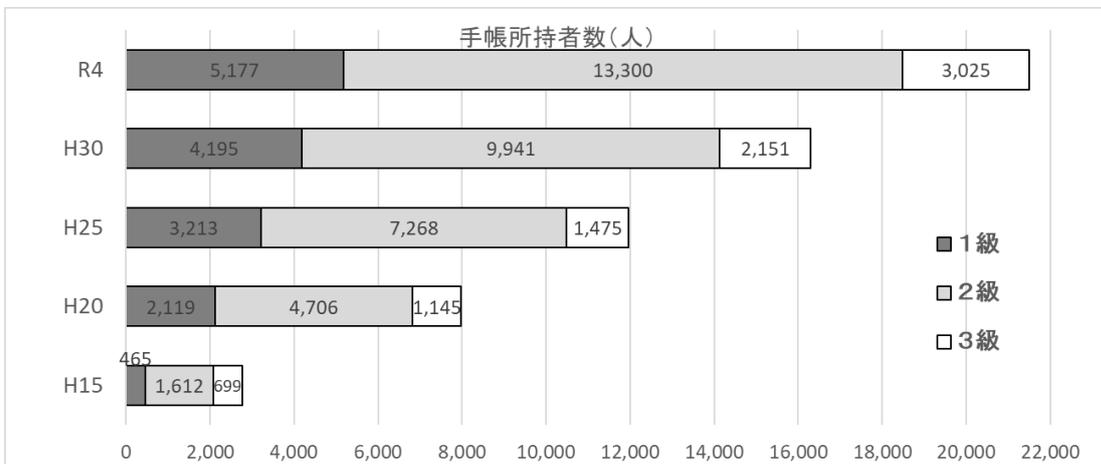
### (3) 精神障がい者

#### ① 障がい等級別

精神障害者保健福祉手帳所持者を等級別に見ると、2級が13,300人(構成比61.8%)と最も多く、次いで1級が5,177人(同24.1%)、3級が3,025人(同14.1%)となっています。

精神障害者保健福祉手帳所持者数は、平成15年度末現在と比べ、年々増加していますが、特に近年は、平成18年度の県福祉医療費助成制度の改正等を背景に、手帳所持者が急激に増加しています。その結果、令和4年度の手帳所持者数は、平成15年度の約7.7倍に増加しています。

#### 障がい等級別の推移 (H15~R4年度)



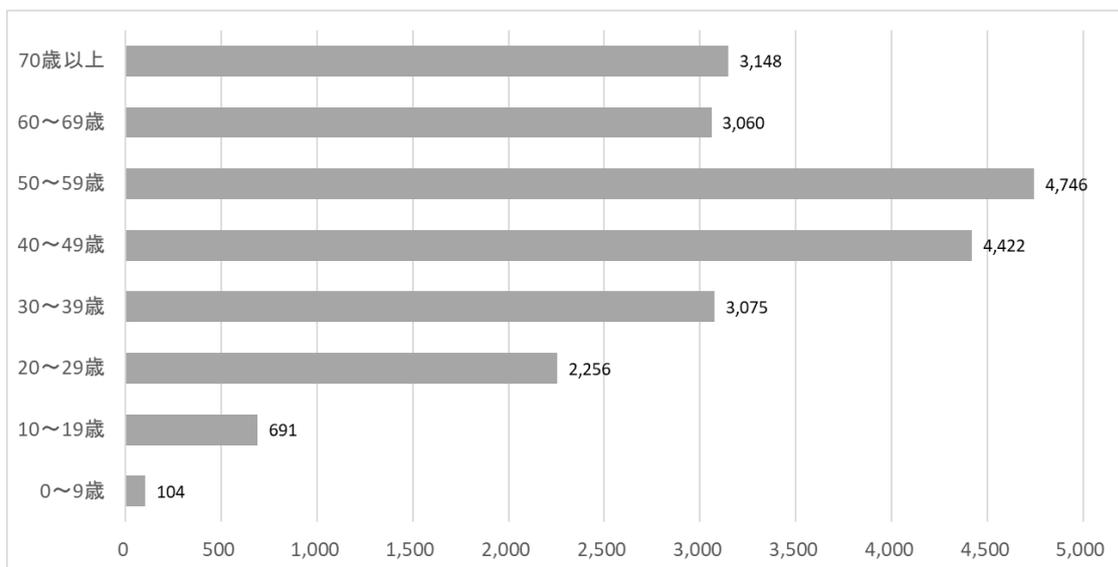
(単位:人、%、各年度末現在)

	H15		H20		H25		H30		R4	
	所持者数	構成比	所持者数	構成比	所持者数	構成比	所持者数	構成比	所持者数	構成比
1級	465	16.7	2,119	26.6	3,213	26.9	4,195	25.8	5,177	24.1
2級	1,612	58.1	4,706	59.0	7,268	60.8	9,941	61.0	13,300	61.8
3級	699	25.2	1,145	14.4	1,475	12.3	2,151	13.2	3,025	14.1
計	2,776	100	7,970	100	11,956	100	16,287	100	21,502	100

## ② 年齢階層別

年齢階層別に見ると、50歳代が最も多く、次いで40歳代、70歳以上の順となっており、中高年層に多いことがうかがえます。

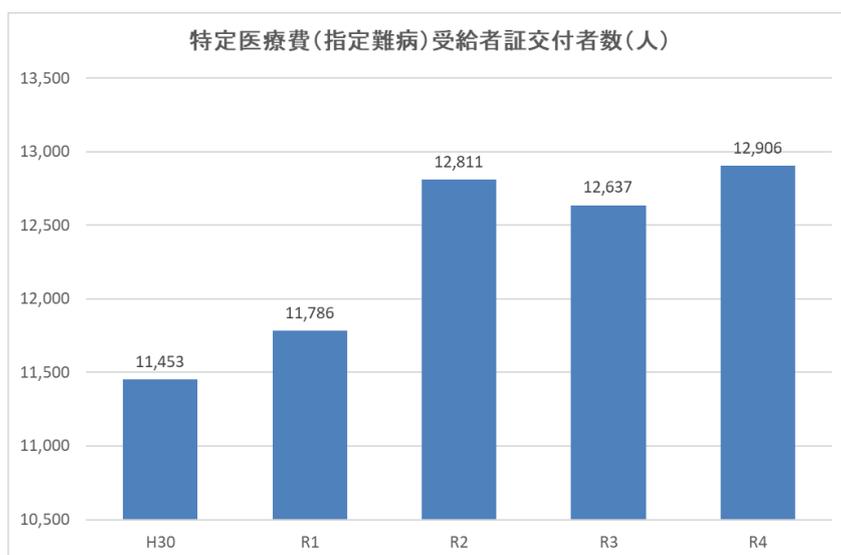
精神障害者保健福祉手帳所持者の年齢別分布（令和5年3月末現在、人）



#### (4) 難病患者

障害者総合支援法の施行により、障害者手帳の有無にかかわらず、難病患者も障害福祉サービス等を利用することが可能となりました。また、令和3年11月からは、同法の対象となる難病等が366疾病に拡大されています。

平成27年1月から「難病の患者に対する医療等に関する法律(以下「難病法」という。)」が施行され、特定疾患治療研究事業は指定難病医療費助成制度として移行されました。これに伴い対象疾病が徐々に拡大され、令和6年4月からは、341疾病が対象となっています。令和4年度末の特定医療費(指定難病)受給者証交付者数は12,906人となっています。



#### 障害者総合支援法の対象となる疾病(令和5年4月1日現在)

1	アイカルディ症候群	2	アイザックス症候群	3	I g A腎症
4	I g G 4 関連疾患	5	亜急性硬化性全脳炎	6	アジソン病
7	アッシャー症候群	8	アトピー性脊髄炎	9	アペール症候群
10	アミロイドーシス	11	アラジール症候群	12	アルポート症候群
13	アレキサンダー病	14	アンジェルマン症候群	15	アントレー・ピクスラー症候群
16	イソ吉草酸血症	17	一次性ネフローゼ症候群	18	一次性膜性増殖性糸球体腎炎
19	I p 36 欠失症候群	20	遺伝性自己炎症疾患	21	遺伝性ジストニア
22	遺伝性周期性四肢麻痺	23	遺伝性膝炎	24	遺伝性鉄芽球形貧血
25	ウィーバー症候群	26	ウィリアムズ症候群	27	ウィルソン病
28	ウエスト症候群	29	ウェルナー症候群	30	ウォルフラム症候群
31	ウルリッヒ病	32	HTLV-1 関連脊髄症	33	A T R - X 症候群
34	A D H 分泌異常症	35	エーラス・ダンロス症候群	36	エプスタイン症候群
37	エプスタイン病	38	エマヌエル症候群	39	遠位型ミオパチー

40	円錐角膜	41	黄色靱帯骨化症	42	黄斑ジストロフィー
43	大田原症候群	44	オクシピタル・ホーン症候群	45	オスラー病
46	カーニー複合	47	海馬硬化を伴う内側側頭葉てんかん	48	潰瘍性大腸炎
49	下垂体前葉機能低下症	50	家族性地中海熱	51	家族性低βリポタンパク血症 1(ホモ接合体)
52	家族性良性慢性天疱瘡	53	カナバン病	54	化膿性無菌性関節炎・壊疽性膿皮症・アクネ症候群
55	歌舞伎症候群	56	ガラクトース-1-リン酸ウリジルトランスフェラーゼ欠損症	57	カルニチン回路異常症
58	加齢黄斑変性	59	肝型糖尿病	60	間質性膀胱炎(ハンナ型)
61	環状20番染色体症候群	62	関節リウマチ	63	完全大血管転位症
64	眼皮膚白皮症	65	偽性副甲状腺機能低下症	66	ギャロウエイ・モフト症候群
67	急性壊死性脳症	68	急性網膜壊死	69	球脊髄性筋萎縮症
70	急速進行性糸球体腎炎	71	強直性脊椎炎	72	巨細胞性動脈炎
73	巨大静脈奇形(頸部口腔咽頭びまん性病変)	74	巨大動静脈奇形(頸部顔面又は四肢病変)	75	巨大膀胱短小結腸腸管蠕動不全症
76	巨大リンパ管奇形(頸部顔面病変)	77	筋萎縮性側索硬化症	78	筋型糖尿病
79	筋ジストロフィー	80	クッシング病	81	クリオピリン関連周期熱症候群
82	クリッペル・トレノナー・ウェーバー症候群	83	クルーゾン症候群	84	グルコーストランスporter 1欠損症
85	グルタル酸血症1型	86	グルタル酸血症2型	87	クロウ・深瀬症候群
88	クローン病	89	クロンカイト・カナダ症候群	90	痙攣重積型(二相性)急性脳症
91	結節性硬化症	92	結節性多発動脈炎	93	血栓性血小板減少性紫斑病
94	限局性皮質異形成	95	原発性局所多汗症	96	原発性硬化性胆管炎
97	原発性高脂血症	98	原発性側索硬化症	99	原発性胆汁性胆管炎
100	原発性免疫不全症候群	101	顕微鏡の大腸炎	102	顕微鏡的多発血管炎
103	高IgD症候群	104	好酸球性消化管疾患	105	好酸球性多発血管炎性肉芽腫症
106	好酸球性副鼻腔炎	107	抗糸球体基底膜腎炎	108	後縦靱帯骨化症
109	甲状腺ホルモン不応症	110	拘束型心筋症	111	高チロシン血症1型
112	高チロシン血症2型	113	高チロシン血症3型	114	後天性赤芽球癆
115	広範脊柱管狭窄症	116	膠様滴状角膜ジストロフィー	117	抗リン脂質抗体症候群
118	コケイン症候群	119	コステロ症候群	120	骨形成不全症
121	骨髄異形成症候群	122	骨髄線維症	123	ゴナドトロピン分泌亢進症
124	5p欠失症候群	125	コフィン・シリズ症候群	126	コフィン・ローリー症候群
127	混合性結合組織病	128	鯉耳腎症候群	129	再生不良性貧血
130	サイトメガロウィルス角膜内皮炎	131	再発性多発軟骨炎	132	左心低形成症候群
133	サルコイドーシス	134	三尖弁閉鎖症	135	三頭酵素欠損症
136	CFC症候群	137	シェーグレン症候群	138	色素性乾皮症
139	自己貪食空胞性ミオパチー	140	自己免疫性肝炎	141	自己免疫性後天性凝固因子欠乏症
142	自己免疫性溶血性貧血	143	四肢形成不全	144	シトステロール血症

145	シトリン欠損症	146	紫斑病性腎炎	147	脂肪萎縮症
148	若年性特発性関節炎	149	若年性肺気腫	150	シャルコー・マリー・トゥース病
151	重症筋無力症	152	修正大血管転位症	153	ジュベール症候群関連疾患
154	シュワルツ・ヤンペル症候群	155	徐波睡眠期持続性棘徐波を示すてんかん性脳症	156	神経細胞移動異常症
157	神経軸索スフェロイド形成を伴う遺伝性びまん性白質脳症	158	神経線維腫症	159	神経フェリチン症
160	神経有棘赤血球症	161	進行性核上性麻痺	162	進行性家族性肝内胆汁うっ滞症
163	進行性骨化性線維異形成症	164	進行性多巣性白質脳症	165	進行性白質脳症
166	進行性ミオクロオースてんかん	167	心室中隔欠損を伴う肺動脈閉鎖症	168	心室中隔欠損を伴わない肺動脈閉鎖症
169	スタージ・ウェーバー症候群	170	スティーヴンス・ジョンソン症候群	171	スミス・マギニス症候群
172	スモン	173	脆弱 X 症候群	174	脆弱 X 症候群関連疾患
175	成人ステル病	176	成長ホルモン分泌亢進症	177	脊髄空洞症
178	脊髄小脳変性症(多系統萎縮症を除く。)	179	脊髄髄膜瘤	180	脊髄性筋萎縮症
181	セピアアプテリン還元酵素(SR)欠損症	182	前眼部形成異常	183	全身性エリテマトーデス
184	全身性強皮症	185	先天異常症候群	186	先天性横隔膜ヘルニア
187	先天性核上性球麻痺	188	先天性気管狭窄症/先天性声門下狭窄症	189	先天性魚鱗癬
190	先天性筋無力症候群	191	先天性グリコシルホスファチジルイノシトール(GPI)欠損症	192	先天性三尖弁狭窄症
193	先天性腎性尿崩症	194	先天性赤血球形成異常性貧血	195	先天性僧帽弁狭窄症
196	先天性大脳白質形成不全症	197	先天性肺静脈狭窄症	198	先天性風疹症候群
199	先天性副腎低形成症	200	先天性副腎皮質酵素欠損症	201	先天性ミオパチー
202	先天性無痛無汗症	203	先天性葉酸吸収不全	204	前頭側頭葉変性症
205	早期ミオクロニー脳症	206	総動脈幹遺残症	207	総排泄腔遺残
208	総排泄腔外反症	209	ソトス症候群	210	ダイヤモンド・ブラックファン貧血
211	第14番染色体父親性ダイソミー症候群	212	大脳皮質基底核変性症	213	大理石骨病
214	ダウン症候群	215	高安動脈炎	216	多系統萎縮症
217	タナトフォリック骨異形成症	218	多発血管炎性肉芽腫症	219	多発性硬化症/視神経脊髄炎
220	多発性軟骨性外骨腫症	221	多発性嚢胞腎	222	多脾症候群
223	タンジール病	224	単心室症	225	弾性線維性仮性黄色腫
226	短腸症候群	227	胆道閉鎖症	228	遅発性内リンパ水腫
229	チャージ症候群	230	中隔視神経形成異常症/ドモルシア症候群	231	中毒性表皮壊死症
232	腸管神経節細胞減少症	233	TSH 分泌亢進症	234	TNF 受容体関連周期性症候群
235	低ホスファターゼ症	236	天疱瘡	237	禿頭と変形性脊椎症を伴う常染色体劣性白質脳症
238	特発性拡張型心筋症	239	特発性間質性肺炎	240	特発性基底核石灰化症
241	特発性血小板減少性紫斑病	242	特発性血栓症(遺伝性血栓性素因によるものに限る)	243	特発性後天性全身性無汗症
244	特発性大腿骨頭壊死症	245	特発性多中心性キャッスルマン病	246	特発性門脈圧亢進症
247	特発性両側性感音難聴	248	突発性難聴	249	ドラベ症候群

250	中條・西村症候群	251	那須・ハコラ病	252	軟骨無形成症
253	難治頻回部分発作重積型急性脳炎	254	22q11.2欠失症候群	255	乳幼児肝巨大血管腫
256	尿素サイクル異常症	257	スーナン症候群	258	ネイルパテラ症候群(爪膝蓋骨症候群)/LMX1B関連腎症
259	ネフロン癆	260	脳クレアチン欠乏症候群	261	脳髄黄色腫症
262	脳表ヘモジデリン沈着症	263	膿疱性乾癬	264	嚢胞性線維症
265	パーキンソン病	266	バージャー病	267	肺静脈閉塞症/肺毛細血管腫症
268	肺動脈性肺高血圧症	269	肺胞蛋白症(自己免疫性又は先天性)	270	肺胞低換気症候群
271	ハッチンソン・ギルフォード症候群	272	バッド・キアリ症候群	273	ハンチントン病
274	汎発性特発性骨増殖症	275	P CDH19 関連症候群	276	非ケトosis型高グリシン血症
277	肥厚性皮膚骨膜炎	278	非ジストロフィー性ミオトニー症候群	279	皮質下梗塞と白質脳症を伴う常染色体優性脳動脈症
280	肥大型心筋症	281	左肺動脈右肺動脈起始症	282	ビタミンD依存性くる病/骨軟化症
283	ビタミンD抵抗性くる病/骨軟化症	284	ビッカースタッフ脳幹脳炎	285	非典型溶血性尿毒症症候群
286	非特異性多発性小腸潰瘍症	287	皮膚筋炎/多発性筋炎	288	びまん性汎細気管支炎
289	肥満低換気症候群	290	表皮水疱症	291	ヒルシュスブルグ病(全結腸型又は小腸型)
292	VATER 症候群	293	ファイファー症候群	294	ファロー四徴症
295	ファンconi貧血	296	封入体筋炎	297	フェニルケトン尿症
298	フォンタン術後症候群	299	複合カルボキシラーゼ欠損症	300	副甲状腺機能低下症
301	副腎白質ジストロフィー	302	副腎皮質刺激ホルモン不応症	303	ブラウ症候群
304	ブラダー・ウィリ症候群	305	プリオン病	306	プロピオン酸血症
307	PRL 分泌亢進症(高プロラクチン血症)	308	閉塞性細気管支炎	309	β-ケトチオラーゼ欠損症
310	バーチェット病	311	バスレムミオパチー	312	ヘパリン起因性血小板減少症
313	ヘモクロマトーシス	314	ペリー症候群	315	ペルーシド角膜辺縁変性症
316	ペルオキシソーム病(副腎白質ジストロフィーを除く。)	317	片側巨脳症	318	片側痙攣・片麻痺・てんかん症候群
319	芳香族L-アミノ酸脱炭酸酵素欠乏症	320	発作性夜間ヘモグロビン尿症	321	ホモシスチン尿症
322	ポルフィリン症	323	マリネスコ・シェーグレン症候群	324	マルファン症候群
325	慢性炎症性脱髄性多発神経炎/多発性運動ニューロパチー	326	慢性血栓性肺高血圧症	327	慢性再発性多発性骨髄炎
328	慢性膝炎	329	慢性特発性偽性腸閉塞症	330	ミオクロニー欠神てんかん
331	ミオクロニー脱力発作を伴うてんかん	332	ミトコンドリア病	333	無虹彩症
334	無脾症候群	335	無βリポタンパク血症	336	メーブルシロップ尿症
337	メチルグルタコン酸尿症	338	メチルマロン酸血症	339	メビウス症候群
340	メンケス病	341	網膜色素変性症	342	もやもや病
343	モワット・ウイルソン症候群	344	薬剤性過敏症候群	345	ヤング・シンブソン症候群
346	優性遺伝形式をとる遺伝性難聴	347	遊走性焦点発作を伴う乳児てんかん	348	4p欠失症候群
349	ライソゾーム病	350	ラスムッセン脳炎	351	ランゲルハンス細胞組織球症
352	ランドウ・クレフナー症候群	353	リジン尿性蛋白不耐症	354	両側性小耳症・外耳道閉鎖症

355	両大血管右室起始症	356	リンパ管腫症/ゴーム病	357	リンパ脈管筋腫症
358	類天疱瘡（後天性表皮水疱症を含む。）	359	ルビンシュタイン・テイビ症候群	360	レーベル遺伝性視神経症
361	レシチンコレステロールアシルトランスフェラーゼ欠損症	362	劣性遺伝形式をとる遺伝性難聴	363	レット症候群
364	レノックス・ガストー症候群	365	ロスムンド・トムソン症候群	366	肋骨異常を伴う先天性側弯症

## 2 障がい者を取り巻く施策の動向

近年、障がい者施策は大きな転換期を迎えており、重要な制度改革や基本的な考え方の見直しが行われています。

### (1) 国の障害者基本計画

国においては、平成5年に「障害者対策に関する新長期計画」(平成5年度～14年度)を、平成14年には、平成5年に改正された障害者基本法に基づく「障害者基本計画(第2次)」(平成15年度～24年度)、平成24年には、障害者権利条約締結に向けた「障害者基本計画(第3次)」(平成25年度～29年度)、平成29年には、「障害者基本計画(第4次)」(平成30年度～令和4年度)が策定され、障がいの有無にとらわれることなく社会で共に暮らしていくことを目指し、障がい者施策を推進してきました。また、令和4年には、「障害者基本計画(第5次)」(令和5年度～令和9年度)が策定されました。この計画は、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指す内容となっているほか、条約の理念に即し、「社会モデル」の考え方や「合理的配慮」、「障害者施策の検討、評価への障害者の参画」を包含するものとなっています。

### (2) 障害者権利条約の締結及び障害者権利委員会による第1回政府報告審査

障がい者の身体的自由や表現の自由等の権利、教育や労働等の権利を実現するための措置等を規定した障害者権利条約について、我が国は平成19年に署名し、一連の国内法整備を経て、平成26年に締結し、我が国について条約の効力が生じることとなりました。

従来の「障がい」のとらえ方は、障がいは病気や外傷等から生じる個人の問題であり、医療を必要とするものであるという、いわゆる「医学モデル」の考え方を反映したものでしたが、障害者権利条約においては、障がいは主に社会によって作り出されているとする「社会モデル」の考え方が貫かれています。

また令和4年8月、国連欧州本部にて我が国に対する障害者権利条約の第1回政府報告の対面審査が行われました。これは、条約に基づく障がい者の権利の実現のために、よりよい制度や環境の整備・改善を行うための協議の場とされています。対面審査を踏まえた総括所見の中では、肯定的な取組みの一方で、意思決定、地域社会での自立した生活、障がい者を包含する教育(インクルーシブ教育)、精神障がい者の入院、各種サービスや手続の利用及び配慮等多岐にわたる事項に関し、見解及び勧告が示されました。

### (3) 岐阜県障害のある人もない人も共に生きる清流の国づくり条例の施行

平成 28 年 3 月に岐阜県障害のある人もない人も共に生きる清流の国づくり条例が成立し、同年 4 月に施行されました。条例に掲げる障がいの有無にかかわらず、県民誰もが分け隔てなく共に安心して暮らせる社会、「共生社会」の実現を目指し、「共生社会実現施策」を推進します。

### (4) 岐阜県手話言語の普及及び障害の特性に応じた意思疎通手段の利用の促進に関する条例の施行

平成 30 年 3 月に岐阜県手話言語の普及及び障害の特性に応じた意思疎通手段の利用の促進に関する条例が成立し、同年 4 月に施行されました。条例に掲げる手話言語の普及、障がいの特性に応じた意思疎通手段の確保に関する施策を総合的に推進します。

### (5) 障害者文化芸術推進法の施行

障がい者による文化芸術活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、文化芸術活動を通じた障がい者の個性と能力の発揮及び社会参加の促進を目的として、障害者文化芸術推進法が平成 30 年 6 月に公布・施行されました。法第 7 条の規定に基づき、厚生労働省と文化庁は、平成 31 年 3 月に障害者による文化芸術活動の推進に関する基本的な計画を策定しました。

### (6) 読書バリアフリー法の施行

令和元年 6 月、障がいの有無にかかわらず全ての国民が等しく読書を通じて文字・活字文化の恵沢を享受することができる社会の実現に寄与することを目的として、読書バリアフリー法が成立し、同年 6 月から施行されました。

#### 【読書バリアフリー法の概要】

障がいの有無にかかわらず全ての国民が等しく読書を通じて文字・活字文化の恵沢を享受することができる社会の実現を推進。

#### 【基本的な方針】

- アクセシブルな電子書籍等の普及及びアクセシブルな書籍の継続的な提供
- アクセシブルな書籍・電子書籍等の量的拡充・質の向上
- 視覚障がい者等の障がいの種類・程度に応じた配慮

## (7) 医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律の施行

令和3年9月、医療的ケア児及びその家族に対する支援に関し、基本理念を定め、国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、保育及び教育の拡充に係る施策その他必要な施策並びに医療的ケア児支援センターの指定等について定めた「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」が施行されました。

### 【医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律の概要】

- 医療的ケア児の健やかな成長を図るとともに、その家族の離職の防止に資する
- 安心して子どもを生み、育てることができる社会の実現に寄与する

### 【国・地方公共団体の責務】

- 医療的ケア児が在籍する保育所、学校等に対する支援
- 医療的ケア児及び家族の日常生活における支援
- 相談体制の整備 ○情報の共有の促進 ○広報啓発 ○支援を行う人材の確保
- 研究開発等の推進

### 【保育所の設置者、学校の設置者等の責務】

- 保育所・学校における医療的ケアその他の支援

### 【医療的ケア児支援センター（都道府県知事が社会福祉法人等を指定又は自ら行う）の責務】

- 医療的ケア児及びその家族の相談に応じ、又は情報の提供若しくは助言その他の支援を行う
- 医療、保健、福祉、教育、労働等に関する業務を行う関係機関等への情報の提供及び研修を行う等

## (8) 難聴児の早期発見・早期療育推進のための基本方針の策定

令和4年2月、新生児聴覚検査に係る取組みの推進、早期療育の促進のための保健、医療、福祉、教育の連携の促進、難聴児の保護者への適切な情報提供の促進等のほか、都道府県において、地域の特性に応じ、難聴児の早期発見・早期療育を総合的に推進するための計画を作成することを内容とした難聴児の早期発見・早期療育推進のための基本方針が公表されました。

### 【難聴児の早期発見・早期療育推進のための基本方針の概要】

- 新生児聴覚検査に係る取組みの推進、早期療育の促進のための保健、医療、福祉、教育の連携の促進、難聴児の保護者への適切な情報提供の促進等

### 【難聴児支援の基本的な考え方】

- 早期発見の重要性
- 保健、医療、福祉及び教育の連携
- 本人及び家族等を中心とした支援
- 学校や障害児通所支援事業所等関係機関連携における取組みの重要性

## (9) ぎふ農福連携アクションプランの策定

令和4年4月、障がい者の農業分野での活躍を通じて、労働力の確保による農業経営の継続・発展とともに、障がい者の社会参画を実現する取組みである農福連携の取組みを一層進めるため「ぎふ農福連携アクションプラン」が策定されました。

### 【ぎふ農福連携アクションプランの概要】

障がい者の農業分野での活躍を通じて、労働力の確保による農業経営の継続・発展とともに、障がい者の社会参画を実現する取組みである農福連携の取組みを一層進める。

### 【基本的な方針】

- 農福連携の理解促進と認知度向上
- 農福連携を支える人材育成
- 農業と福祉のニーズをつなぐマッチングの強化
- 障がい者等が働きやすい環境の整備
- ブランド力向上・販路拡大

## (10) 障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法の施行

令和4年5月、障がい者による情報の取得利用・意思疎通に係る施策を総合的に推進し、共生社会の実現に資するため障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法が施行されました。

### 【障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法の概要】

障がい者による情報の取得利用・意思疎通に係る施策を総合的に推進し、共生社会の実現に資する

### 【基本理念】

- 障がいの種類・程度に応じた手段を選択できるようにする
- 日常生活・社会生活を営んでいる地域にかかわらず等しく情報取得等ができるようにする
- 障がい者でない者と同一内容の情報を同一時点において取得できるようにする
- 高度情報通信ネットワークの利用・情報通信技術の活用を通じて行う（デジタル社会）

## (11) パラリンピック競技大会・デフリンピック競技大会の開催

2021年に東京にてパラリンピック競技大会が開催されたことは、障がいのある人への理解や、バリアフリー化の促進など人々の意識を変化させるきっかけとなりました。また、大会への取組みの成果及びレガシーは、今後も継続していくことが期待されています。さらに、2025年11月には、4年に1度行われる聴覚に障がいのある人の国際スポーツ大会「デフリンピック競技大会」が日本で開催されることとなり、障がいの有無にかかわらずスポーツに親しめる環境づくりを進めています。

### 【大会を契機とした共生社会の実現に向けた取組みとレガシー】

- 共生社会実現に向けた法制度の整備
- 心のバリアフリーの拡大・向上
- ユニバーサルデザインの街づくり
- 共生社会ホストタウン

## (12) 「清流の国ぎふ」文化祭 2024 の開催

令和6年10月から11月にかけて「清流の国ぎふ」文化祭2024が開催されます。これは、第39回国民文化祭と第24回全国障害者芸術・文化祭を合わせて開催されるもので、各種文化活動を全国規模で発表・共演・交流する祭典です。年齢、性差、障がいの有無などに関わらず、誰もが参加できる新たな交流によって、人と人とのつながりや生きがいを生み、新しい未来の創造につなげていきます。

### 【「清流の国ぎふ」文化祭 2024 基本方針】

- 「清流の国ぎふ」の文化力を結集・発信
- 次世代を見据えた文化芸術の創造
- 文化芸術で人が輝く共生社会の実現
- 国民文化の大交流の実現

## (13) 障害者差別解消法の改正

令和3年5月、障害者差別解消法が改正され、事業者に対し社会的障壁の排除の実施について必要かつ合理的な配慮をすることが義務付けられたほか、行政相互間の連携の強化など障がいを理由とする差別の解消の一層の推進を図るための見直しが行われました。

### 【改正障害者差別解消法の概要】

- 事業者による社会的障壁の除去の実施に係る必要かつ合理的な配慮の提供の義務化
- 国及び地方公共団体の連携協力の責務の追加
- 障害を理由とする差別を解消するための支援措置の強化

#### (14) 児童福祉法の改正

令和4年6月に児童福祉法が改正され、子育て世代に対する包括的な支援のための体制強化等の見直しが行われました。

##### 【改正児童福祉法の概要】

- 子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化及び事業の拡充
- 社会的養育経験者・障害児入所施設の入所児童等に対する自立支援の強化

#### (15) 障害者総合支援法の改正

令和4年12月に障害者総合支援法が改正され、障がい者等の地域生活や就労支援の強化等により、障がい者等の希望する生活を実現するための見直し等が行われました。

##### 【改正障害者総合支援法の概要】

- 障がい者等の地域生活の支援体制の充実
- 障がい者の多様な就労ニーズに対する支援及び障がい者雇用の質の向上の推進
- 精神障がい者の希望やニーズに応じた支援体制の整備
- 難病患者及び小児慢性特定疾病児童等に対する適切な医療の充実及び療養生活支援の強化
- 障害福祉サービス等、指定難病及び小児慢性特定疾病についてのデータベースに関する規定の整備

#### (16) 障害者雇用促進法の改正等

令和4年12月に障害者雇用促進法が改正され、障がいのある人が希望や能力、適性を十分に活かし、障がいのある人と共に働くことが当たり前の社会の実現に向けた、見直しが行われました。

また、同法に基づき障害者雇用率の引上げについて定められました。(民間企業においては、現行2.3%、令和6年4月から2.5%、令和8年7月から2.7%に引上げ)

##### 【改正障害者雇用促進法の概要】

- 事業主の責務として障がい者の職業能力の開発及び向上が含まれることの明確化
- 週所定労働時間10時間以上20時間未満で働く重度の障がい者や精神障がい者の実雇用率への算定による障がい者の多様な就労ニーズを踏まえた働き方の推進
- 企業が実施する職場環境の整備や能力開発のための措置等への助成による障がい者雇用の質の向上

### 3 新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響と今後の対応

新型コロナウイルス感染症の感染拡大については、令和2年2月に県内において初の陽性者が確認された後、令和5年5月8日に感染症法上の5類感染症に位置付けられることとなるまでに、県内で約54.5万人の陽性者が確認され、県民の生活に大きな影響を及ぼしました。

障がい者にとってもその影響は大きく、県内の障害福祉サービス事業所等では、この間に150件を超えるクラスターが発生するなど、利用者や職員、またその家族が多く感染する中で、各事業所等では、感染防止対策を行いながらサービス提供を継続することに大きな困難が伴いました。また利用者にとっては、感染防止対策として、利用者間の距離の確保や感染防護具の使用、様々な行事等の中止などが行われたほか、入所施設では面会交流や外出の制限が行われるなど、感染拡大前とは大きく異なる状況となり、利用者によっては環境の変化への対応が困難な場合もある中で、大きな影響が生じることとなりました。

また、障害福祉サービスの利用のない障がい者においても、不要不急の外出を控えるといった感染防止対策の実施が社会全体で行われる中で、それまでの外出や地域との交流を含めた様々な社会参加の機会が減少するなど、生活に大きな影響を受けることとなりました。

新型コロナウイルス感染症は、令和5年5月8日に感染症法上の5類感染症に位置付けられ、一般的にはほとんど感染拡大前の日常生活に戻ってきていますが、3年を超える期間にわたった新型コロナウイルス感染症による障がい者の生活への大きな影響を踏まえ、今後、障がい者福祉に関する施策を進めていく必要があります。